

県営住宅集会所を活用した子供の居場所づくり等 運営団体募集について（令和3年度第2回募集）

埼玉県は 県営住宅の集会所を活用して
子供の居場所づくりやフードパントリーを行う
運営団体を募集しています。

対 象

子供を対象にした学習支援や遊び場の提供を無償で行う団体
フードパントリーによる食品の無償配布を行う団体

募集地域

県営住宅集会所がある各市町村
子供の居場所づくり等の会場として、県営住宅集会所を使用料
無料で利用できます)

募集数

子供の居場所づくり 5カ所程度
フードパントリー 8カ所程度

運営期間

1年間（延長を認める）

募集期間

令和3年10月1日 から 令和4年2月28日まで

概要

- ・ 応募のあった地域の県営住宅集会所を管理する自治会に、県住宅課が協議します。使用の可否の決定までには一定期間お待ちいただくこととなります。
- ・ 集会所を使用することが可能となった場合、日時や頻度、利用方法などの詳細については、集会所を管理する自治会と協議して決めていただきます。
- ・ 希望場所や地域を選んで応募していただきますが、使用の可否は自治会との協議によりますので、希望に応じた活動場所の提供を約束するものではありません。
- ・ 条件が折り合わない場合は実施できません。
- ・ 運営経費はすべて運営団体負担となります。県からの活動補助はありません。
- ・ 集会所の使用料は無料ですが、光熱水費等の費用は使用者の負担となります。
- ・ 冷蔵・冷凍・厨房設備は基本的にありません。

応募手続き

以下の提出書類を、埼玉県都市整備部住宅課へ電子メール、郵送等で提出してください。

- ・応募書
- ・運営計画書(子供の居場所づくりに応募する場合)
- ・添付書類(会則(定款)、役員名簿、団体の概要資料(パンフレット、チラシなど))

応募から実施まで

- ・応募のあった地域の集会所を管理する自治会に集会所の活用の可否について諮ります。
(1～3か月程度をお見込み下さい)
- ・自治会の了承の後、集会所の利用方法や実施の詳細を協議していただきます。
協議が成立した場合に運営が開始できます。(諸条件が折り合わない場合は、実施しないこととなります。)

留意事項

- (1)子供を対象とした学習支援や遊び場の提供を無償等で行う場合、又は、
フードパントリーによる食品の無償配布のための使用に限ります。
- (2)事業開始時に、募集案内を県営住宅の入居者に対して行ってください。
- (3)運営経費はすべて運営団体負担となります。
- (4)集会所の使用料は無料ですが、使用に伴う光熱水費等の費用は、使用者の負担となります。
- (5)埼玉県県営住宅集会所管理要綱、及び集会所を管理する自治会のルールに従い使用してください。
- (6)県営住宅入居者からボランティアを募る場合は、集会所を管理する自治会と協議してください。
- (7)特定の政治的活動や宗教活動を行う団体、及び暴力団関係者等は応募できません。
- (8)法令その他公序良俗に反する活動を行っている場合は応募できません。
- (9)運営に際しては、損害賠償保険への加入、感染症対策の実施、個人情報保護、事故対応を
措置するなどし、緊急時や事故発生時の体制を整え、安全で適切な運営に努めてください。
- (10)実施状況等に関し、埼玉県及び埼玉県住宅供給公社から問合せや照会があった場合には、
適宜対応してください

詳しくは

県営住宅集会所において子供の居場所づくりを行う運営団体の募集について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/jyuutakuka-foodpantry/2021_10_kodomo_ibasyo_bosyu.html

県営住宅集会所においてフードパントリー事業を行う運営団体の募集について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/jyuutakuka-foodpantry/2021_10_bosyu_foodpantry.html



問合せ先 **都市整備部住宅課 県営住宅管理担当**

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048(830)5564 FAX 048(830)4888

メール: a5550-03@pref.saitama.lg.jp